

平成27年度
技能検定職種の統廃合等に関する検討会
報告書

平成27年12月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

- 梅津 二郎 職業能力開発総合大学校 名誉教授
- 大野 高裕 早稲田大学 理事
- ◎ 北浦 正行 公益財団法人日本生産性本部 参与
- 柴田 裕子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
革新創造センター 部長
- 松井 泰則 立教大学 経営学部 教授
- 松本 宏行 ものづくり大学 製造学科 准教授
- 八木澤 徹 株式会社日刊工業新聞社 論説委員
- 和田 正毅 職業能力開発総合大学校能力開発院
基盤ものづくり系（機械加工ユニット）教授

五十音順・敬称略

◎：座長

(目次)

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）	1
3	統廃合等検討対象職種の概要.....	2
	(1) 酒造.....	2
	(2) 枠組壁建築.....	3
	(3) 機械木工.....	4
	(4) 印章彫刻.....	5
4	技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）	5
	(1) 技能検定の社会的便益に係るアンケート調査.....	5
	(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング	6
	(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集.....	8
5	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について.....	11

<参考資料>

(参考資料) 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、平成21年度には社会的便益の評価（第2次判断）の具体的な方策について議論するとともに、以降、作業計画に基づき、毎年度、直近6年間の平均受検申請者数が一定の選定基準に該当する職種について、関係業界団体に対するヒアリング調査、一般国民に対する意見募集による意見を集約及び社会的便益の評価を行い、これらの職種の統廃合等に係る方向性について提言を得た。

平成27年度においては、平成21年度～平成26年度の平均受検申請者数が100人以下の職種について、検討を行った。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下（直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えているものを除く。）であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成21年度～平成26年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は都道府県が実施する全113職種中12職種であり、本検討会において既に統廃合等の検討を行っている3職種（製版職種、複写機組立て職種及び木型製作職種）を除く9職種が、今回の検討対象の候補職種となる。

表1：6年平均値が100人以下の職種

職種	受検申請者数						6年平均 受検申請者数
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
酒造	105	143	72	95	74	76	94
枠組壁建築	48	96	205	124	-	77	92
製版	123	111	86	80	70	58	88
複写機組立て	102	114	81	79	53	-	72
縫製機械整備	83	92	-	78	-	80	56
金属溶解	70	55	43	94	15	48	54
エーエルシーパネル施工	86	85	83	-	69	-	54
ウェルポイント施工	-	102	-	109	-	102	52
陶磁器製造	16	95	-	16	83	-	35
木型製作	42	46	-	-	66	-	26
印章彫刻	30	-	-	117	-	-	25
機械木工	1	68	-	-	67	-	23

なお、平成 20 年度報告書においては、「第 1 次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後 2 年又は 3 年に 1 回技能検定を実施するものについては、それぞれ 50 人以上又は 30 人以上の場合は、各実施年における受検者数が約 100 人に達することから検討対象から外すことが適当である」とされている。この基準に従うと、検討対象の候補職種のうち 5 職種（縫製機械整備職種、金属溶解職種、エーエルシーパネル施工職種、ウェルポイント施工職種及び陶磁器製造職種）は対象から外れることとなる。

この結果、平成 27 年度の統廃合等の検討対象となる職種は 4 職種（酒造職種、枠組壁建築職種、印章彫刻職種及び機械木工職種）となる。

表 2：検討対象候補職種

職種	6年平均 受検申請者数	作業名	試験実施頻度	備考
酒造	94	清酒製造作業	毎年	
枠組壁建築	92	枠組壁工事作業	毎年	
縫製機械整備	56	縫製機械整備作業	隔年（H23-）	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
金属溶解	54	鋳鉄溶解作業	隔年（H26-）	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
		鋳鋼溶解作業	3年毎（H24-）	
		軽合金溶解炉溶解作業	3年毎（H19-）	
エーエルシーパネル施工	54	エーエルシーパネル工事作業	隔年（H23-）	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
ウェルポイント施工	52	ウェルポイント工事作業	隔年（H18-）	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔
陶磁器製造	35	手ろくろ成形作業	3年毎（H21-）	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年毎以上の間隔
		絵付け作業	3年毎（H22-）	
		原型製作作業	休止（H5-）	
印章彫刻	25	木口彫刻作業	3年毎（H24-）	
		ゴム印彫刻作業	休止（H16-）	
機械木工	23	機械木工作業	3年毎（H25-）	
		木工機械整備作業	3年毎（H25-）	

3 統廃合等検討対象職種の概要

(1) 酒造

・清酒製造作業

米、米こうじ及び水を原料として発酵させ、こすことにより、一般的に日本酒と呼ばれる「清酒」を製造する作業

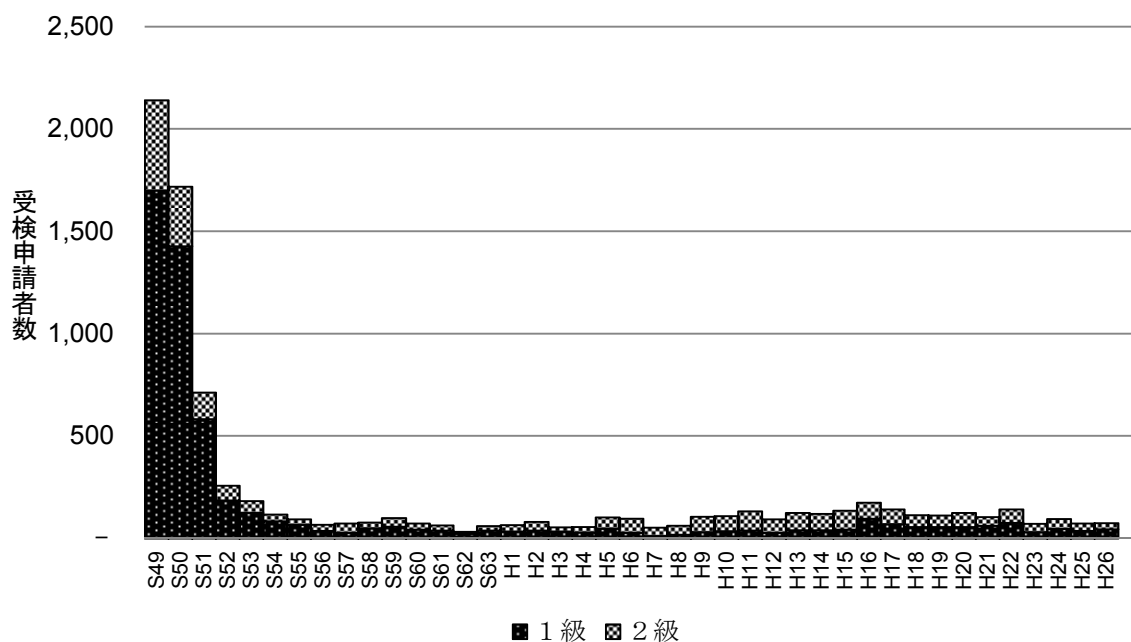
昭和 49 年度に酒造職種として新設された。

職種新設当初は多くの受検者がいたが、平成 23 年度以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 26 年度まで毎年試験を実施してきており、平成 27 年度も試験を実施する

予定である。

平成 26 年度までの累計受検申請者数は 8,415 人（1 級 5,648 人、2 級 2,767 人）、累計合格者数は 4,930 人（1 級 3,152 人、2 級 1,778 人）である。

図 1 酒造職種 受検申請者数の推移



(2) 枠組壁建築

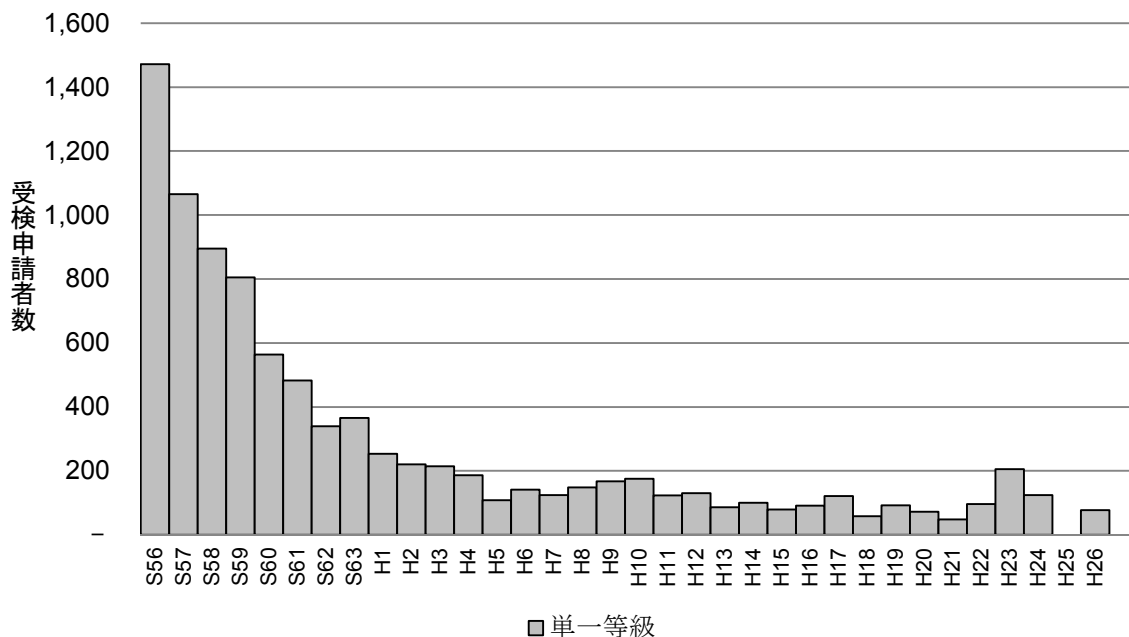
・ 枠組壁工事作業

数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め、金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業

昭和 56 年度に職種が新設された。受検申請者数は初年度の 1,472 人をピークに漸減しており、平成 23 年度に 100 人を超えたが、平成 26 年度には再び 100 人を下回っている。

平成 26 年度までの累計受検申請者数は、9,228 人（単一等級）、累計合格者数は 2,680 人（単一等級）である。

図2 枠組壁建築職種 受検申請者数の推移



(3) 機械木工

- ・機械木工作業

数値制御ルータで製品を製作するために必要なプログラムシートや製作図の作成を行い、木材加工を行う作業

- ・木工機械整備作業

木工のこ盤、かな盤、木工フライス盤、ほぞとり盤、木工せん孔盤、木工旋盤等の木工機械を整備する作業。

当該職種は、平成 24 年度に木工機械整備職種と機械木工職種が統合されたものであるが、木工機械整備職種は平成 21 年度（当時の 6 年平均受検申請者数 28 人）に、また機械木工職種は平成 22 年度（当時の 6 年平均受検申請者数 27 人）に、各々本検討会で検討され、いずれも「現在のままでは存続させず、①職種廃止又は②他職種との統合の上で都道府県方式により実施のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当」と結論づけられたところである。

この結論を踏まえ、関係業界団体及び厚生労働省との間で検討・調整がなされ、「機械木工職種」として統合された（平成 25 年 2 月 14 日政令改正）。

統合後の最初の試験は、機械木工作業と木工機械整備作業のいずれも平成 25 年度に実施され、受検申請者数は機械木工作業が 33 人（1 級 18 人、2 級 15 人）、木工機械整備作業が 34 人（1 級 20 人、2 級 14 人）であった。その結果、6 年平均の受検申請者数は 30 人以上（3 年毎実施）となり、平成 26 年度検討会において、都道府県方式による実施として差し支えないことが確認された。

統合後の2回目の試験は、ともに平成28年度(後期)に実施されることになっている。

平成26年度までの累計受検申請者数は、10,078人(1級4,734人、2級5,344人)、累計合格者数は4,563人(1級2,140人、2級2,423人)である。

(4) 印章彫刻

- ・木口彫刻作業
柘(つげ)、水牛の角などを用いて、印章を製作する作業
- ・ゴム印彫刻作業
ゴム板を用いて、印章を製作する作業

当該職種は、平成25年度検討会において、「技能検定の実施頻度を3年ごとに変更し最初の試験となる平成24年度の受検申請者数は117人と100人を超過していることから、休止期間中受検できなかった者の分を実績に結びつけていることが認められる。」とされ、引き続き3年毎実施して差し支えないことが確認されている。

実施頻度変更後の2回目の試験は、平成27年度(後期)に実施されることになっている。

平成26年度までの累計受検申請者数は、5,726人(1級3,813人、2級1,913人)、累計合格者数は3,694人(1級2,322人、2級1,372人)である。

4 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断(社会的便益)

検討対象職種のうち、機械木工職種については、職種統合後に最初に行われた試験(平成25年度)の結果に基づき、平成26年度検討会において都道府県方式による実施として差し支えないことが確認されたところであり、印章彫刻職種については、実施頻度変更後に最初に行われた平成24年の試験結果に基づいて、平成26年度検討会において都道府県方式による実施として差し支えないことが確認されたところである。

いずれも、その後、次の試験実施年度には至っておらず、受検申請者数に基づく新たな評価を行うことができる状況になっていないことから、第2次判断の対象とはしないこととする。

したがって、ここでは酒造職種及び枠組壁建築職種のみを評価対象とする。

(1) 技能検定の社会的便益に係るアンケート調査

平成20年度報告書において、技能検定の有する社会的便益が、表3に示す12項目に整理された。また同報告書では、これらの12項目について採点を行って職種のカテゴリごとの標準的な社会的便益(標準点数)を算出し、所属カテゴリの標準点数の8割未満の職種については、廃止、他職種と統合して都道府県で実施又は指定試験機関へ移行するという提言がなされた。

表3：技能検定の有する社会的便益

業界にとっての便益	① 技能伝承の観点から必要 ② 必須部品の品質維持に必要 ③ 統一的な技能の評価に役立つ
雇用主にとっての便益	① 企業の社員教育として役立っている ② 従業員への目標設定となっている ③ 若手技能者の確保・定着に大きな効果がある
受検者にとっての便益	① 公共工事における経営事項審査、技能士現場常駐制度等 ② 技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ ③ キャリア形成に役立つ
消費者・国民にとっての便益	① 消費者・国民による、製品・サービスに対する安心・信頼の確保 ② 伝統産業の振興に役立つ ③ 国際競争力・国の技術レベルの維持

この提言を受け、平成21年度に技能検定の社会的便益に係るアンケート調査を実施したところであるが、時間の経過を踏まえ、再度調査を行った。

平成20年度報告書では、第2次判断基準の客観性を確保するため、職種ごとに社会的便益を点数化し、それぞれのカテゴリごとの標準的な社会的便益（標準点数）の8割未満であった職種については、廃止、他職種と統合して都道府県知事が実施する方式（以下「都道府県方式」という。）で実施、又は指定試験機関が実施する方式（以下「指定試験機関方式」という。）へ移行することとされている。

そこで、職種のカテゴリごとの標準点数を設定するために、技能検定の実施に協力している関係業界団体に対し、平成25年度～26年度にかけて技能検定の社会的便益に係るアンケート調査を実施した。（配付数311件、回収数203件、回収率65%）

その結果、各カテゴリの平均評点は表4のとおりであり、今回の評価対象職種の酒造職種、枠組壁建築のいずれも当該平均評点の8割を上回った。

表4： 職種カテゴリごとの平均評点、8割値及び統廃合等検討対象職種の評点

カテゴリ		合計	8割値	統廃合等検討対象職種	評点	8割比	
建設型		52.4	41.9	枠組壁建築	54.3	○	
製造型	製品生産型	労働集約型	50.2	40.1	酒造	58.0	○
		機械化型	49.3	39.4	(該当職種なし)		
	生産支援型	整備型	52.1	41.7	(該当職種なし)		
		生産基盤提供型	49.8	39.9	(該当職種なし)		
	工芸型		51.4	41.2	(該当職種なし)		
その他		51.6	41.3	(該当職種なし)			

(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②技能検定が国家試験で

なくなった場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

結果、関係業界団体の意向は表5のとおりである。

表5：職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
酒造 [6年平均受検申請者数94人]	都道府県方式での継続を希望
枠組壁建築 [6年平均受検申請者数92人]	都道府県方式での継続を希望

より具体的には、「酒造」職種について、

1. 清酒の製造・管理には製造そのものの知識だけでなく酒税法を遵守した作業が求められ、そのための知識・技能を有する酒造従業員の育成・確保のため、技能検定制度は重要であること。
2. 今後、日本酒輸出戦略に沿って海外展開を進める上では、技能の裏付けとなる国家資格である「酒造技能士」を有することの重要性が増すと考えられること。
3. かつての製造従業員の中心であった季節従業員が減少し、割合が高まっている年間雇用社員は比較的年齢が若く資格取得に対する意欲が高いため、「酒造技能士」の取得がインセンティブになり酒造従業員確保に貢献すると考えられること。

から、今後関係業界団体が、

- ① 受検者の増加を図る啓発活動
- ② これまで試験が行われていなかった酒造従業員が多い都道府県での試験実施の取組み

等を行うことにより、受検者拡大を図っていくとの意向が示された。

「枠組壁建築」職種について、

1. 技能士が増えることによりツーバイフォー住宅の施工精度向上が図られ高品質が確保できることになり、また技能者のキャリア形成上の目標としてモラールアップに役立つことから、重要で不可欠な資格であること。
2. 一般にフレーマー（ツーバイフォー大工）は一人親方であり、ハウスメーカーやビルダーからの安定的に受注できる環境を作り出すため技能検定合格は重要であること。

から、関係業界団体が、

- ① 検定合格者を関係業界団体の表彰及び国土交通省大臣表彰に推薦
 - ② 合格祝い金支給、会報誌やウェブサイトでの合格者公表
- 等を行うことにより、受検者拡大を図っていくとの意向が示された。

(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、平成 27 年 10 月 29 日～11 月 11 日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、22 通（計 22 件）の意見をいただいた。寄せられた意見は表 6 のとおりである。また、このうちの 21 件を占めた酒造職種関係の意見について、代表的なものとして次のような例が挙げられる。

- ・酒造業界で唯一の公的資格である技能検定は酒造製造の基礎を国が示す役割を果たしており、無くなった場合、製造技術の継承と後進の育成に影響は必至。
- ・従前は杜氏集団の中で経験を積むことによって技術・技能の研鑽や伝承が行われてきたが、今後は雇用者が主体となって従事者教育を行う必要があり、酒造技能士はその技術・技能を担保する上で重要。
- ・「國酒」として清酒を世界へ発信していくにあたり、技能レベルを評価する国家資格は中小企業の多い清酒業界になくてはならない。
- ・組合加入の際の判断材料として酒造技能士を活用。
- ・今後は各杜氏組合が各県の酒造組合と一体となって技能検定受検の取組をすすめていくことが重要。
- ・実技試験実施時期を酒造繁忙期以外にすれば受検者増加が期待できる。

表 6：パブリックコメント実施結果

【酒造職種関係】

番号	ご意見等の要旨	ご要望
1	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の労働力の中心となっている正社員の酒造技能向上に技能検定は有用であり、活用していきたい。 ・日本産酒類の輸出促進には技能検定を通じた品質の維持・向上が必要。 	存続
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で受検のための講習会が開かれ、酒造業に携わる若者が自らの技能向上のための研鑽に励んでいる。 ・技能検定試験は、技術向上の成果を試す唯一の機会であり、かつ大きな目標。 ・国を上げての日本の伝統的食文化を世界へ広めようとする試みがなされている中、酒造技能検定の廃止又は休止は酒造製造に携わる若者の意欲を削ぐことに繋がる。 	存続
3	<ul style="list-style-type: none"> ・品質の良い清酒をつくるには製造に係わる従業員の技能によるところが大きく、従業員の技能向上の到達度を測る上で「技能検定」は大いに役立っている。 ・「國酒」として清酒を世界へ発信していくにあたり、技能レベルを評価する国家資格は中小企業の多い清酒業界になくてはならない。 	存続

4	<ul style="list-style-type: none"> 酒造業界で唯一の公的資格である技能検定は酒造製造の基礎を国が示す役割を果たしており、無くなった場合、製造技術の継承と後進の育成に影響は必至。 酒造の伝統文化の存続のためにも技能検定は絶やしてはならない。 	存続
5	<ul style="list-style-type: none"> 酒造りは季節従業員から社員への交代が進んでおり、年間を通じての酒造りが可能となっている。 酒造繁忙期である後期でなく、前期日程での開催とすると潜在的な受検希望者が受検できる。 	時期 変更
6	<ul style="list-style-type: none"> 技能検定制度は人材育成・スキルの向上、酒質向上等へつながる。 現在の検定実施時期が仕込みの繁忙期と重なっているため、時期の変更を検討してほしい。 受検人数が少なく単県でできない場合は近隣複数県もしくは隔年での試験も考慮してほしい。 杜氏資格選考試験の必須要件として酒造検定2級取得を検討中。 	存続 ／時期 変更他
7	<ul style="list-style-type: none"> 意欲ある従業員のキャリアアップのため、ひいては企業の製品力アップのためにも本検定を継続してほしい。 受検者数が現状程度であれば、2年に1度に集約した形で続行してほしい。 	存続
8	<ul style="list-style-type: none"> 組合加入の際の判断材料として酒造技能士を活用。 実技試験実施時期を酒造繁忙期以外とすれば受検者増加が期待できる。 	存続 ／時期 変更
9	<ul style="list-style-type: none"> 地元の製造従事者を年間雇用して当社においては、酒造の高い製造技術を維持向上する上で酒造技能士制度は大いに有効であり継続を希望する。 	存続
10	<ul style="list-style-type: none"> 清酒の海外進出が伸びつつある今日、技能の者となる「酒造技能士」を有することの重要性は増す。 今後は各杜氏組合が各県の酒造組合と一体となって技能検定受検の取組をすすめていくことが重要。 試験科目を、近年市場に出ている様々な清酒に対応できるよう、製造方法等理論を確実にマスターできることに重点を置くと良い。 試験実施時期の変更 	存続 ／時期 変更
11	<ul style="list-style-type: none"> 酒造技能士の資格の有無を組合への加入の判断材料としている。 実技試験実施時期を酒造繁忙期以外にすれば受検者増加が期待できる。 	時期 変更
12	<ul style="list-style-type: none"> 従前は杜氏集団の中で経験を積むことによって技術・技能の研鑽や伝承が行われてきたが、今後は雇用者が主体となって従事者教育を行う必要があり、酒造技能士はその技術・技能を担保する上で重要。 清酒の海外進出を進める際の品質の担保として「酒造技能士」以外にない。 	存続
13	<ul style="list-style-type: none"> 大手会社では酒造技能検定を受検するよう指導している。 受験者数の減少だけで判断するのではなく、醸造意欲増進のため、清酒の 	存続 ／時期

	<p>食文化発展のためにも技能検定継続が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験実施時期を変更すれば受験しやすくなる。 	変更
14	<ul style="list-style-type: none"> ・向上心を持った技能者が技能習熟度を測る目安として技能検定に挑戦しており、酒造技術の向上に貢献している。 ・業界発展のため継続実施をお願いする。 	存続
15	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が多い清酒製造業界にとって、技術研修を受ける者のインセンティブとして技能検定は役に立っている。 ・最大の課題である後継者育成のため技能検定は重要。 ・国の政策として國酒輸出促進が図られている中で確かな製造技術が求められており、技能検定の廃止は流れに反している。 	存続
16	<ul style="list-style-type: none"> ・官民一体となって「國酒」の輸出促進に取り組む中で、酒造技術の継承を支える技能検定の廃止は国益を損なうことにつながりかねない。 ・酒造技術者の世代交代が進む中、酒造技能検定の受検は知識・技術を継承する上で重要。 ・技能検定の取得は自社従業員にとっての大きな目標としており、新入社員の確保にも大きく貢献。 	存続
17	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の伝承、技術者の育成・確保という業界にとって死活問題に中小企業である各社が単独で対応するのは不可能であり、今こそ技能検定の仕組みが求められている。 ・今年度から自社社員に順次取得させていく。 	存続
18	<ul style="list-style-type: none"> ・清酒造りを担う技術者の能力開発・向上に技能検定は貢献している ・清酒製造は日本国の文化として絶やしてはならず、技術の伝承により存続させていかなければならない 	存続
19	<ul style="list-style-type: none"> ・自蔵で社員のスキルアップのため技能検定を活用している。 ・今後は技術者のみならず、営業・企画など酒販売に携わる社員についても技能検定を活用していきたい。 	存続
20	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和最後期から比べると若干ながら受検者は増加している。 ・酒造は日本独自の文化技術であり存続させていくべきもので、これを保護するのは国行政としての使命。 	存続
21	<ul style="list-style-type: none"> ・数の問題ではない。 ・酒造は残すべき技能として評価すべきである。 	存続

【枠組壁建築職種関係】

番号	ご意見等の要旨	ご要望
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠組壁建築職種に関してはその他建築技術の発展による必要性の減少や、建築基準等で資格以外の形で施工品質を確保する事が可能であることから、統廃合はあまり問題ではない。 	統廃合 容認

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、統廃合等検討対象2職種に係る都道府県方式による存続の可否について検討した。

- (1) 酒造職種の受検申請者数は、ここ数年横ばいで推移してきたが、平成27年以降、関係業界団体は受検申請者の増加に向けて取り組む姿勢を見せている。また、近年、年齢の若い年間雇用社員の割合が高まってきており、その技能向上のため酒造技能検定が必要であると考えられ、さらに、今後、日本酒輸出戦略に沿って海外展開を進める上では、技能の裏付けとなる国家資格である「酒造技能士」を有することの重要性が増すと考えられる。

このため、平成27年度及び平成28年度の検定試験の受検申請者数の状況を評価するとともに、関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当である。

- (2) 枠組壁建築職種は関係業界団体が積極的な受検勧奨に取り組んでいることから、今後の受検申請者の増加が期待される。なお、平成27年度の受検申請者は135名(速報)と増加しており、平成27年度の受検申請者数(速報)を含む平成22年度～27年度の平均受検申請者数は100人を超えると見込まれる。

このため、引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当である。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月)

- 1 検定職種の統廃合について
 - ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
 - ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
 - ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
 - ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表
- 2 指定試験機関の営利団体への開放について

安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討

検定職種の統廃合について

- 1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当
- 2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当
- 3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)
過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

 - ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
 - ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)
①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断
※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当
- 4 検討過程の客観性・透明性の確保
 - ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当
 - ② 職種ごとの収支は客観的に正確なデータを示すことは困難。職種ごとの受検料収入の公表が適当。

指定試験機関の営利団体への開放について

技能検定が収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定であることや、安定性・継続性、中立性・公平性を担保できない問題点があることを踏まえると、不適當

今後の発展に向けて

- ① 技能検定の社会的意義についての国民一般への理解の促進
- ② 技能検定の検定職種が社会的ニーズを反映したものとなるよう、速やかな職種の統廃合の推進
- ③ 広く社会的ニーズを把握し、新規職種の追加についても、当該職種に関わる非営利団体に周知等を図りつつ積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義をさらに向上